

令和5年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務 委託仕様書(案)

本仕様書は、長野県(以下「委託者」という。)が行う令和5年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務を委託するに当たり、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和5年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

3 事業目的

県内製品の消費拡大に向けた意識の醸成、行動変容を促すため、事業者や大学生等との連携のもと、「しあわせバイ信州運動」を展開

4 業務のねらい

- ・当県では、商品のプロセスである「生産」「加工」「流通」「消費」のうち、県外への流出金額は「消費」が最大(H30.9補正「地域内経済循環モデル構築事業」より)
⇒ 地域内経済循環を進める上で「消費」分野の流出を抑える取組が引き続き必要
- ・平成29年度から令和元年度まで、県では「しあわせバイ信州運動」を実施し、消費者に対して県産品の購入を訴えかけた。その成果もあり、令和4年6月の世論調査では、「県産品の購入を意識している県民は多い(約80%)」結果となったものの、実践している行動として「地産地消」をあげる割合は46.5%にとどまる。実践に至らない要因としては、「購入できる場所が少ない」「どの商品が県産品か判らない」等の理由をあげる方が多いが、実際には、県内の大手スーパーでは多くの品目で県産品を選択可能な状況にある。
⇒ 大手スーパー等と連携し、消費者に対し「県産品を選択可能」であることを可視化・PRする必要がある。
- ・地産地消は息の長い取組であるため、SDGsを学び、感性豊かな大学生等から、従来のPR方法にとらわれず、若い消費者の目線でのPRや売り場づくりが求められる。
⇒ 県内大学と連携し、大学生等からの効果的な県産品PRを提案してもらう必要がある。

5 業務内容

(1) スーパー等と連携した全県統一キャンペーンの実施

- ・“信州ゆかりの食品(*)”の消費拡大に向け、年度内に1～2回実施期間(1か月程度)を定め、各種広報媒体を活用した集中PRを展開
(*) 県内産農産物及びその加工品(製造事業所の立地不問)、県内事業所による製造品(原材料の産地不問)
(想定参加店舗) 県内大手スーパー、スーパーの農産物直売コーナー 等

<過去の実績>

平成29年度:「しあわせバイ信州運動」ポスター、PR動画等作成、テレビ、ラジオによるPRの実施、小売店舗を活用したプロモーションの実施等

平成 30 年度:小売店舗でのプロモーションの実施（イベント実施）、Instagram、Facebook を活用したプロモーション、大学学食でのプロモーション等

令和元年度:小売店舗でのプロモーションの実施（イベント実施）、Instagram、YouTube、Facebook を活用したプロモーション等

・なお、以下の取組については必ず実施

スーパー等の協力を得て、統一広報ツールをチラシの一角に掲載

統一広報ツールの例) 県産品購入を訴える知事、アルクマ、旬ちゃんの写真入りメッセージ

(2) 「県内大学生による効果的な県産品 PR に関する研究・提案」の企画・管理

・ 県外から流入している品目について、県内産への置き換えを進めるとともに、日常の買い物での購入を促すため、SDGs を学び、感性豊かな大学生等から、若い消費者の目線で、商品づくりや売り方を含めた効果的な PR についての研究・提案を募集（3 件程度を想定）

（提案例）商品のストーリー紹介など PR 内容、加工・ラッピング、陳列・ポップの方法など

・ 大学生の研究・提案の進捗管理やアドバイスを実施

・ 研究プロセスや研究内容の発表機会の設定、PR

（例）スーパー等に対するプレゼンの結果、優れた提案を「テスト催事」

(3) その他県産品の消費拡大に向けた意識の醸成に資する取組

※ (1) (2) (3) とともに、必要に応じて「平成 29 年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務」において制作した、ポスター、音声、動画等のプロモーションツールを活用可能。

（参考）<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/shiawasebuyshinsyu.html>

6 業務完了時の提出物

契約書第 7 条で規定する業務完了時に提出する成果品とは以下のとおりとし、令和 6 年 3 月 15 日までに印刷物及び電子データの入った CD 双方を産業政策課に提出するものとする。

(1) 令和 5 年度しあわせバイ信州運動プロモーション事業委託業務完了届（様式第 1 号）

(2) 令和 5 年度しあわせバイ信州運動プロモーション事業委託業務実施報告書（様式第 2 号）

(3) その他、県が必要と認める書類

7 業務実施上の留意事項

(1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 本事業の趣旨への理解や利用の促進を図るため、関係機関、経済団体、労働団体及び事業対象となる者への周知に努めること。

(3) 本事業の実施にあたっては、関係機関（例：スーパー・大学等）と連携を図りながら取り組むこと。

- (4) 本事業と関連性の高い県及びその他関係機関で実施する他事業との効果的な連携を図ること。
特に、県産品の適正価格での取引に向けた課題の検証等を行う目的で、県において開催予定の「生産者、流通・小売事業者、消費者による懇話会」での議論を踏まえること。
- (5) 本事業の実施にあたっては、個人情報の保護や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (6) 個人情報の保護(取得・保護・管理)については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (7) 本事業の遂行上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (8) 本事業の実施に要した経費について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (9) 本事業の実施で得られた成果(著作物等)、情報(個人情報含む。)等については長野県に帰属する。

8 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合があります。
- (2) 5に掲げる事業の実施方法については、県と協議の上、決定するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

(様式第1号)

令和5年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務委託完了届

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

令和5年 月 日付けで委託契約した、令和5年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務委託が完了したため、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

提出書類

- 1 令和5年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務委託報告書
- 2 委託事業により作成した成果物
- 3 上記2の成果物に係る電子データ
- 4 その他、業務の内容が分かる資料

(様式第2号)

令和5年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務委託報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

令和5年 月 日付けで委託契約した、令和5年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務委託の実施内容は下記のとおりです。

記

1 実施時期

2 実施内容